

事業名	医療機関と民間事業者の情報共有による複合的な健康・生活支援サービスの提供／健康長寿				
申請事業者	健康・生活支援サービスをコーディネートする事業者				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省 経済産業省	※1	法令 医師法 個人情報保護法 等

【照会内容・結果】

○利用者に対して、①利用者に関する生活情報、医療情報等を関係者（医療機関・サービス事業者（※2））に共有しながら、②医師の指示/助言に基づき、健康・生活支援サービスメニュー（※3）の作成、関連サービスの紹介やその利用状況の管理等を実施。①については、情報を共有する際の同意の取得方法等、②については、メニューの作成等が医師のみに認められている「医行為」に該当するか否か等を照会。

※2: フィットネスクラブ、配食事業者など、運動、栄養摂取等のサービスを提供する事業者。

※3: 生活情報に基づく運動メニュー、診断結果に基づく食事メニュー等。

- ①については、あらかじめ利用者の同意を得るか、共有される情報の項目や利用する者の範囲等を明示することで、個人情報保護法に規定される第三者への提供制限に抵触しないことを確認。
- ②については、利用者の個別の医療情報等を踏まえた医学的判断を伴うものではない範囲で健康・生活支援サービスメニューの作成等を行うことは、「医行為」に該当しないこと等が確認された。

【意義】

- 医療機関と民間事業者が連携した健康サービスを身近に利用できる環境を整備。
- 生活習慣病の予防を通じ、健康長寿社会の実現に資する。

【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課（03-3501-1790）